

# 7th sense

セブンセンス

### セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人  
セブンセンス社会保険労務士法人  
セブンセンス行政書士法人  
セブンセンス株式会社  
株式会社アイクス  
株式会社東京ビジネスセンター  
セブンセンスマーケティング株式会社  
セブンセンスR&D株式会社  
株式会社セブンセンスファーム  
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr  
seventh sense

## INDEX

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| セブンセンスグループ .....      | P. 2  |
| ちょっとITタイム .....       | P. 4  |
| 石垣島 新オフィスをご紹介 .....   | P. 5  |
| 生前贈与の加算期間延長！！ .....   | P. 6  |
| 給与のデジタル払い解禁 .....     | P. 8  |
| ゼロゼロ融資の返済負担軽減 .....   | P. 9  |
| ～コロナ借換保証制度～ .....     | P. 10 |
| 健康経営プロジェクト 活動報告 ..... | P. 10 |
| 若者円卓会議 NEWS .....     | P. 11 |



## Sense of Humor

セブンセンスグループは、  
お客様・社員・企業に関わる全ての人々と、働き甲斐のある仕事を通じて、  
仲良く楽しく幸せな人生を共有するために存在し続ける企業です。

### 経営理念

- 1.革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする
- 2.プロフェッショナルとしての仕事をする
- 3.グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

### ミッション

- ・お客様から最高に信頼される相談相手となること
- ・全従業員の物心両面の幸せを追求すること

### 7つのコアバリュー

- ・常に夢と若さを保ち、ユーモアの精神を忘れない
- ・お客様のニーズを基本とし、積極的に行動を起こす
- ・自己限定をせず、ハーフ革命に挑戦する
- ・社会正義に貢献し、正しい倫理的価値観を持つ
- ・最新の情報を武器とし、質の高い価値を提供し続ける
- ・個性を尊重し、コミュニケーションを大切にする
- ・今日を変え、明日を変え、未来を変える

## セブンセンスグループの「ユーモア」

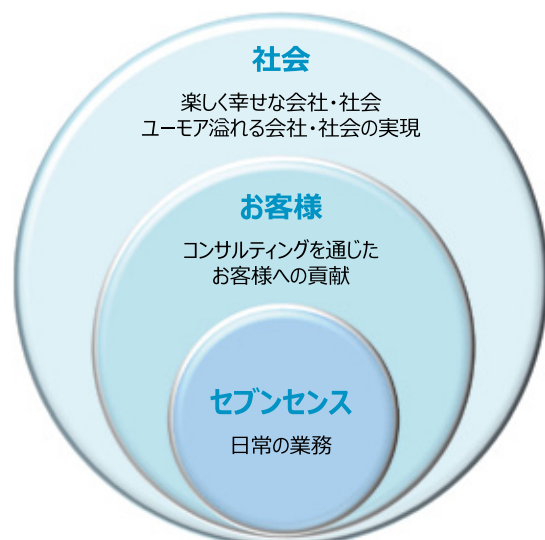
セブンセンスグループが基本理念に据える

### 「Sense of Humor」

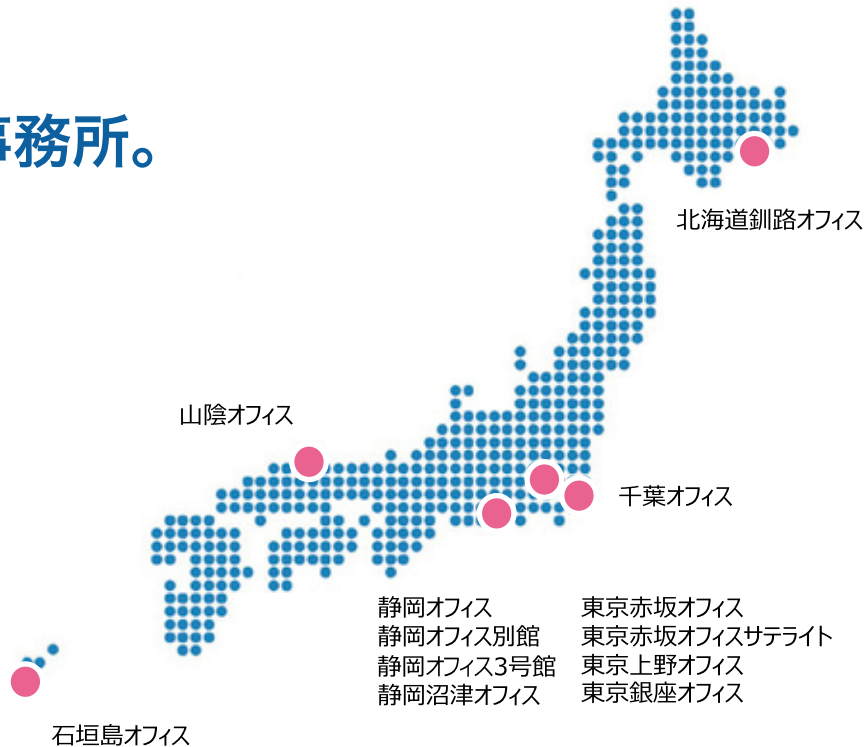
人には五つの感覚があり、第六感があり、そしてセブンセンスグループは七つ目の感覚として「ユーモア」を大事にしています。

セブンセンスグループにとって「ユーモア」の意味は大きく、ほんの少しでプライベートや仕事をさらに充実させられる物事を指します。これによって、新しい目線と自由な発想も生まれていきます。

これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、一緒に愉快で幸せな毎日を過ごすために大事だと考える、セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。



# 国内有数の総合型会計事務所。



## 会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

税務相談・申告  
税務調査対応  
会社設立・創業支援  
会計コンサルティング  
相続税対策・申告

## 人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。

人事労務  
労働保険、社会保険  
各種助成金に関する相談、  
手続代行  
給与計算代行

## 経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

コンサルティング

## 事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

事業承継  
M&A  
相続

## IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

IT/DX支援  
BPO支援



※各拠点により対応が異なる場合がございます。



## 山口 高志

やまぐち たかし

中小企業  
DX  
推進  
研究会  
会長

■ ITを使って仕事を  
便利に楽しく出来る  
よう、毎日情報収集  
中です



## ■ Google Doodle

皆さんこんにちは！今回はGoogleのホームページのロゴについてです。



Googleのロゴは上の画像のように基本的にはカラフルでシンプルな表記ですが、たまに「どこかの国の独立記念日」や「イベント」、「記念日」「誰かの生まれた日」などに関連した表記に変わることがご存じでしょうか？

下の画像のようにいつもと変わっているロゴをクリックしてみると、その表記のもととなった事象についての記事を読むことができます。このいつもと変わったロゴは【Doodle（ドゥードル）】といいます。そのDoodleのうち、先日2022年12月1日のDoodleが私の中で印象的でしたのでご紹介いたします。



この日はゲーム開発者のジェリー・ローソン氏の誕生日をお祝いする趣旨のDoodleでした。

（※ジェリー・ローソン：初のカートリッジ式家庭用ゲーム機「Fairchild Channel F」を開発したチームのチーフ・ハードウェア・エンジニア）

いつも通りクリックすると記事へ飛ぶのかと思いきやゲームが始まりました。

さらには、ゲームをプレイするだけにとどまらず、開発者の誕生日らしくゲームの作成まで行うことができました。

## ■ 過去のDoodleは5000作品を超える

何気なくクリックしたロゴからゲームを作成できるなんて、、、！と驚きとともにさすがGoogleだなという感動しました。

どのようなものか気になった方はアーカイブとして下記リンクからそのDoodleを確認することができますのでご覧ください。（ゲームもできます！）

<https://www.google.com/doodles/gerald-jerry-lawsons-82nd-birthday>

ちなみに、このDoodleが表示される地域も限定されているようで上記サイトで確認することができます。（世界共通だと思っていたので驚きでした）

また、このDoodleはGoogle社内で、Doodlerと呼ばれるイラストレーターとエンジニアのチームが作成を行っているそうで、過去の作品数は5000を超えています。一般ユーザーもアイデアを投稿できるそうです。

気になる方・〇〇を何が何でも取り上げてほしいという情熱を持っている方は送ってみてはいかがでしょうか？

# セブンセンスグループ 石垣島 新オフィスをご紹介します

昨年9月1日に石垣島オフィスは  
移転・リニューアルいたしました♪

石垣島中心街ほど近くへ事務所を移転しました。  
お近くへお越しの際には、  
どうぞお気軽にお立ち寄りくださいませ。  
スタッフ一同、皆様のお越しを  
心よりお待ちしております。



目の前に広がる海の景色  
解放感あふれる  
明るい事務所です



## 石垣島オフィス

〒907-0012

沖縄県石垣市美崎町1-5 名嘉商会ビル 2F

TEL: 050-5893-8349

# 生前贈与の加算期間延長！！

税理士  
公認会計士

末廣 将弥

すえひろ まさや

東京上野  
オフィス

ディレク  
ター

■ 2児の父、  
趣味は子供と鎌倉  
に行くこと、ビールを  
飲むこと。



## 令和5年度税制改正

令和5年度の税制改正大綱で生前贈与について大幅な改正が発表されました。

贈与税、相続税の一体化などと騒がれておりますが、いったいどんな改正内容なのか？

今回は、この改正についてご紹介します。

## 1.そもそも生前贈与加算って？

生前贈与加算とは、ザックリいうと「相続開始前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税額を計算するよ」というルールです。**つまり、相続税の計算においては、相続開始前3年以内に行った贈与はなかったことになってしまう**、ということです。

被相続人が生前に贈与を行うことで不当に相続税の負担を逃れようとする行為を防止する為、設けられたと言われています。



## 2.何が変わるの？

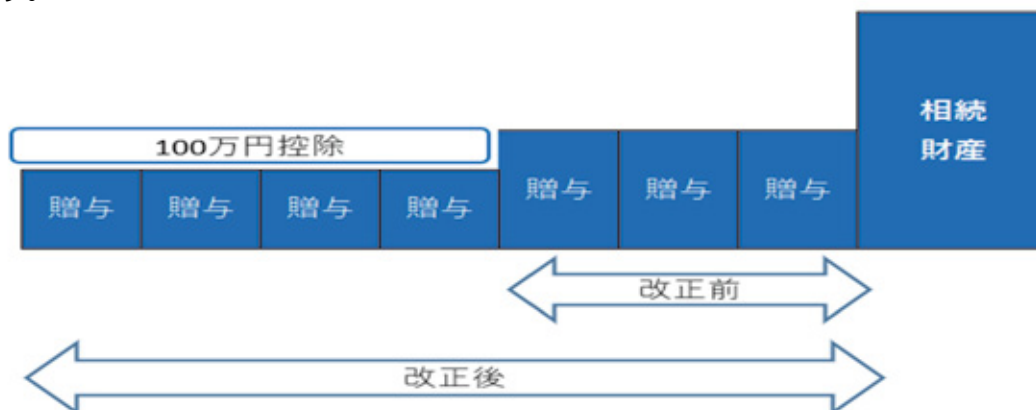
### ①加算期間3年→7年に延長

3年であった加算期間が7年と大幅に延長されました。これにより相続税の大幅な増税が予想されます。ちなみにこの加算期間ですが、フランスは15年、ドイツは10年、イギリスは7年のようです。

### ②4年前～7年前の贈与については合計100万円まで生前贈与加算の対象外

延長となった期間に贈与した財産の合計から100万円を控除した金額が相続財産に加算されます。毎年100万円ではなく、この期間合計で100万円のみなので注意が必要です。

対象期間を延長することで相続税の適用範囲を増加し、相続、贈与に係る税負担を一定にしておくこと、贈与税、相続税の一体化、若い世代への資産承継を早期に進めることを目的としてこのような改正が行われたようです。



### 3.いつから変わるの？

では、いったいつから延長するのでしょうか？令和5年度税制改正大綱によれば「令和6年1月1日以後に～適用する。」との記載があるので、令和6年1月1日以降、7年間遡って生前贈与加算が行われてしまうのでしょうか？答えはNOです。とてもややこしく、かつ重要なため注意が必要です。

具体的には、下記の表のように令和6年1月1日を起点として、これ以降に行われる贈与について令和12年12月31日まで順次加算期間が延びていきます。

#### ■加算期間延長のスケジュール

|       | 相続開始             | 贈与年月日           |                 |                 |                 |                 |                  |                  |                  |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
|       |                  | 令和5年<br>(2023年) | 令和6年<br>(2024年) | 令和7年<br>(2025年) | 令和8年<br>(2026年) | 令和9年<br>(2027年) | 令和10年<br>(2028年) | 令和11年<br>(2029年) | 令和12年<br>(2030年) |
| 変わらない | 令和7年以前           | ← 加算期間：3年 →     |                 |                 |                 |                 |                  |                  |                  |
| 変わらない | 令和8年<br>(2026年)  |                 | ← 3年 →          |                 |                 |                 |                  |                  |                  |
| 延長    | 令和9年<br>(2027年)  |                 | ← 3年～4年 →       |                 |                 |                 |                  |                  |                  |
| 延長    | 令和10年<br>(2028年) |                 | ← 4年～5年 →       |                 |                 |                 |                  |                  |                  |
| 延長    | 令和11年<br>(2029年) |                 | ← 5年～6年 →       |                 |                 |                 |                  |                  |                  |
| 延長    | 令和12年<br>(2030年) |                 | ← 6年～7年 →       |                 |                 |                 |                  |                  |                  |

とてもややこしいですね。相続開始時期ごとに纏めると以下の様になります。

- ①令和8年(2026年)12月31日まで→加算期間は変わらない
- ②令和9年(2027年)1月1日以降→加算期間が順次延長（令和6年1月1日まで遡る）
- ③令和13年(2031年)1月1日以降→フルで7年になる

### 4.じゃあ、どうすればいいの？

では、上記の改正は避けられないものとして、我々は今後どんな対策を講じれば良いのか？一般的には以下のような対策が考えられています。

- ①令和5年（2023年）中に贈与を行う
- ②相続人でない人（財産をもらわない人）に贈与する・・・子の配偶者、孫など
- ③相続時精算課税の利用を検討

とはいえ、相続対策は個別事例、まずは**セブンセンスグループ**にご相談ください！

# [2023年4月] 給与のデジタル払い解禁

労務部 船木 宏道

ふなき ひろみち

山陰  
オフィス

社会保険  
労務士

■趣味 休日は自宅の松江市周辺の温泉巡りでリフレッシュしています。  
宜しく願い致します



2022年10月26日、厚労省の労働政策審議会分科会が、給与をデジタルマネーで支払う制度の導入を盛り込んだ労働基準法の省令改正案を了承しました。

これにより、23年4月から労働者側の同意がある場合などに限り、企業側はスマートフォンアプリなどを使うデジタルマネーでの給与の支払いが可能になります。

## ■ デジタル給与とは

給与を現金や銀行口座への振り込みで支払う従来の方法ではなく、「〇〇Pay」などのスマートフォンの決済アプリや電子マネーとして支払えるようにする、厚生労働省が進めている制度です。

## ■ デジタル給与のメリット・デメリット

デジタル給与にはメリットのみでなくデメリットもありますので、メリットとデメリットの両方を把握して導入を検討されることをおすすめします。

メリットに比べてデメリットやリスクが大きいく感じられますが、今後は社会全体でデジタル化が加速していくことは間違いありません。変化に対応するための仕組みを準備しておくことも大切ではないでしょうか。

|       |   |
|-------|---|
| メリット  | <b>(1) 外国人労働者の受け入れ増加</b><br>・銀行口座の開設がしづらい外国人労働者にも給与を支払えるため、外国人労働者の受け入れ増加につながる可能性があります。<br>・しかし、電子マネーなどの残高の上限は100万円で、超過分を移動させる銀行口座を開設し、紐づけする必要があるため、口座開設のサポートが必要。  |
|       | <b>(2) 振込手数料のコスト削減</b><br>・資金移動業者の振込手数料は、銀行の振込手数料よりも安い場合が多いです。<br>・そのため、従業員の給与を銀行に振り込むよりもデジタル給与として支払う方が、振込手数料のコストを削減できる可能性があります。  |
|       | <b>(3) 従業員満足度の向上</b><br>・デジタル給与は、就業者からの一定のニーズがあるといえるため、デジタル給与を給与の支払い方法として導入することで、従業員満足度を向上させられるかもしれません。   |
| デメリット | <b>(1) 運用コストや従業員の負担増</b><br>・銀行口座への振り込み、もしくは現金で給与支払いをしていた企業は、デジタル給与を支払いのためのシステム構築や導入が必要。システムに関するコストや運用する従業員の負担が増加する恐れがあります。<br>・また、デジタル給与支払いのためにID情報などの個人情報も必要となるため、漏洩や紛失をしないような対策が必要です。<br>・利用する従業員が少ない場合、導入にかかったコストが活かせなかったり、十分なメリットを得られない可能性があります。 |
|       | <b>(2) 不正利用のリスク</b><br>・デジタル給与の支払先として指定される資金移動業者は、銀行と比較してセキュリティや不正利用時の補償面で不安があるといえます。<br>・電子マネーや決済アプリなどはインターネットを利用しているため、例えばフィッシング詐欺でIDなどの情報を盗まれた場合、資金を不正に引き出される恐れがあるでしょう。  |



# ゼロゼロ融資の返済負担軽減 ～コロナ借換保証制度～

税理士  
公認会計士

大野 修平

東京上野  
オフィス

ディレク  
ター

おおの しゅうへい

■資金調達のお手  
伝いを行っております。  
融資・増資・補助金  
など、いつでもご相談  
ください。二児の父。  
趣味はバスケ。



## ゼロゼロ融資について

コロナ禍により売り上げが減少した企業に対し、実質無利子・無担保で融資する「ゼロゼロ融資」。当初は公庫などの政府系金融機関が提供していましたが、その後（2020年5月から）民間の金融機関も取り扱うようになりました。その後、民間金融機関では2021年3月に、公庫等では2022年9月にゼロゼロ融資の受付は終了しました。

ゼロゼロ融資の多くは据置期間を2～3年で設定しており、2023年から返済の山場をむかえます。しかし、長引くコロナ禍において、ウィズコロナ、ポストコロナのビジネスを確立できた中小企業は少なく、その対応が検討されていました。

## 「コロナ借換保証制度」とは

中小企業者の収益力改善支援のため、借換需要と新たな資金需要に対応する「コロナ借換保証制度」がスタートしました（2023年1月10日より）  
制度概要は以下の通りです。

| 制度概要  |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 保証限度額 | 1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）        |
| 保証期間  | 10年以内                               |
| 据置期間  | 5年以内                                |
| 金利    | 金融機関所定                              |
| 保証料   | 0.2%等（補助前は0.85%等）                   |
| 申込要件  | 売上が5%以上減少。売上総利益率や営業利益率が5%以上減少。など    |
| その他   | 経営行動計画書の作成および金融機関の継続的な伴走支援が必須       |
| 取扱期間  | 2024年3月31日まで（予定）に信用保証協会に保証申込がなされたもの |

## ポイントは「経営行動計画書」

借換を利用し、据置期間を新たに設定したり、返済期限を延長することで、目の前の毎月の返済金額を圧縮し、資金繰りが楽になります。

コロナ借換保証制度の利用には「経営行動計画書」の作成が必須です。中小企業庁から公表されている「経営行動計画書」をご覧頂くと分かる通り、その内容は・現状認識（現状分析と課題の把握）・財務分析・計画終了時の合理的な目標設定・具体的なアクションプラン・収支計画及び返済計画と多岐にわたり、しかもそれらの項目を合理的かつ整合的に作成する必要があります。

経営行動計画書の作成に悩まれた場合には、ぜひセブンセンスにお問い合わせください。

# 健康経営プロジェクト

happy  
wellness

「健康経営」ここ数年、耳にすることの多くなったキーワードです。セブンセンスグループでも、昨年よりプロジェクトを発足しました。一部ですが、これまでの活動報告をさせていただきます！

## 企業における健康経営とは

従業員の心身の健康。

そして、会社の仲間や所属チームとの関係も良好。プライベートにおいては、家族や仕事以外でも満たさず、人生をポジティブに捉えられている状態。

それによって仕事もパフォーマンスは上がり、達成感や実績を作ることができ、会社全体の活力につながっている。

セブンセンスグループは、そんな会社を目指します！



健康経営優良法人2023  
(中小規模法人部門)

に認定されました！！

2023.03.08



## 健康目標アンケート あなたの今期の健康目標をおしえてください 2022年8月調査

食事・睡眠をしっかり摂る  
週末は1万歩歩く  
毎晩、風呂上がりにストレッチを行う  
夜更かしをせず、早寝早起きを徹底する  
一週間に2回以上、1時間以上の有酸素運動  
テレビ体操を利用してみる  
家事でキビキビと身体を動かす  
睡眠時間 1日 4時間以上とる  
無理をしない  
1日を無事終えられたことに感謝の気持ちを持つ



食事をバランス良く取る  
新たなスポーツに挑戦する  
筋トレ、体幹トレーニングを行う  
リンパマッサージを毎日行う  
ヤクルトを毎日1本飲む  
よい睡眠を取る  
なるべく歩く  
なるべくお昼ご飯を抜かない  
暴飲暴食を避ける  
残業を減らし、12時までにベッドに入る



## ストレスチェックとストレスケア

従業員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止するため、年2回、全従業員を対象にストレスチェックを実施しております。

ストレス軽減を目的に、マインドフルネス瞑想や外部講師によるメンタルヘルス研修、セルフケア用のアロマスプレーも導入しました。



## 健康イベント

「健康診断受診率100%」を目標とし、受診率100%を維持しているほか、ストレッチや眼精疲労軽減のためのツボ押し、リフレクソロジー、ヨガ等、定期的に健康イベントを実施しております！

【メニューの一例】

- ・マインドフルネス瞑想
- ・肩こりにいいストレッチ
- ・疲労回復全身ストレッチ
- ・眼精疲労に効果的なツボ押し
- ・座ってできるYoga
- ・台湾式足つぼ
- ・ガチガチ背中  
解消トレーニング
- ・肩こり首こりセルフマッサージ  
など

私どもセブンセンスグループは、  
経営・税務・労務コンサルティングを通じ、  
お客様や社員、企業に関わる全ての人々と、  
健康で楽しく幸せな人生を共有します。



今後の活動は、  
ブログでも  
随時  
ご報告していきます！

セブンセンス 001グループ

## 若者円卓会議とは



### ■ 概要

若者円卓会議は、セブンスグループの10年後を創るをテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！ やってみたい！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

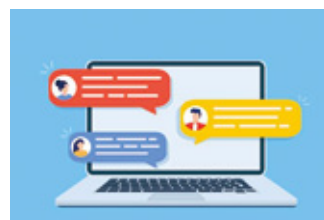
活動の基本方針を【夢・若さ・ユーモア】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。

## 各チーム 活動内容

『今、セブンスグループでやってみたいこと・やるべきこと』を若手メンバーの目線で考え直し、【グループ間交流】【SNS・広報】【KAIZEN】という3つのチームが誕生しました。今回は、各チームリーダーより近況報告をさせていただきます！

### 【グループ間交流】

「各拠点でしか知らなかった楽しい・美味しい・面白いを全拠点へ★」  
全拠点の垣根を超えた従業員同士のつながりを作る活動第二弾！  
社内チャットツールを活用し、趣味や食べ物、オフィス内外の紹介、雑談まで好きなことを話し合えるコミュニケーションの場を設けました！ 人となりが見え、中々接点がない社員とも繋がることができて良いコミュニケーションツールだと思っています(\*'ω'\*)



### 【SNS・広報】

「動画でセブンスグループを見学しませんか？」  
月1回のペースで更新している「セブンス公式note」では、各拠点の紹介記事を掲載中！ そちらには「CMっぽい動画」もアップしております！ 現在は東京・静岡オフィスを公開中。近日中には石垣島オフィスの動画も掲載されるかも…?! [セブンスnote]で検索して、ぜひチェックしてください！



### 【KAIZEN】

「KAIZENコンテスト成果報告会を開催しました！」  
1月19日(木)社内改善施策を募る「KAIZENコンテスト」(2022年7月開催)にて採択されたプロジェクトの成果報告会が実施されました。採択された4つのプロジェクトの報告が全拠点にてオンラインで同時配信されました。  
なかでもコンテストで大賞を取った「図書委員会」プロジェクトでは、すでに複数回にわたって読書会イベントが開催がされ多くの社員が参加する人気企画となっており、社員間のコミュニケーションの活性化に一役買っています！ このKAIZENコンテストは2023年にも開催予定のため、どのようなプロジェクトが採択されるのか若者円卓会議メンバー一同、今から楽しみにしています！



次回も、若者円卓会議の活動をたっぷりご紹介していきます！ お楽しみに！

# セブンスセンスグループの経営理念

革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする  
プロフェッショナルとしての仕事をする  
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

<https://www.seventh-sense.co.jp/>

## 各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



### Facebook

グループのお知らせを  
幅広く発信しています。



### Twitter

各拠点の担当者が、  
日々の様子を、  
発信しています。



### Instagram

広報記事の更新情報を  
チェックいただけます！



### LINE

アニメーション動画で専  
門情報がチェックできま  
す！



### note

特集記事を定期的に  
掲載しております。

#### ■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052  
東京都港区赤坂2-12-10  
HF溜池ビルディング7階  
Tel : 03-6426-5542

#### ■ 東京上野オフィス

〒110-0005  
東京都台東区上野3-14-1  
UENO CUBE EXECUTIVE2,4,5階  
Tel : 03-6803-2905

#### ■ 東京銀座オフィス

〒104-0061  
東京都中央区銀座8-18-3  
銀座加藤ビル2階

#### ■ 千葉オフィス

〒264-0029  
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22  
深谷ビル2階  
Tel : 043-234-9132

#### ■ 北海道釧路オフィス

〒085-0814  
北海道釧路市緑ヶ岡6-14-15

#### ■ 静岡オフィス

〒422-8005  
静岡県静岡市駿河区池田3875-92  
Tel : 054-264-3171

#### ■ 静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

#### ■ 静岡オフィス 3号館

静岡県静岡市駿河区池田3875-79

#### ■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056  
静岡県沼津市高島町15-5  
ぬましんCOMPASS 2F

#### ■ 山陰オフィス

〒683-0805  
鳥取県米子市西福原3-3-1  
YNT第4ビル3階  
Tel : 0859-21-1171

#### ■ 石垣島オフィス

〒907-0012  
沖縄県石垣市美崎町1-5  
名嘉商会ビル2階



セブンスセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、  
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・開業準備をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続や  
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方